

政令第四百八十一号

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令

内閣は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第六十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の規定の適用については、同法（第六十二条第一項を除く。）中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、「大蔵大臣」とあるのは「財務大臣」と、同法第六十二条第一項中「金融再生委員会は」とあるのは「内閣総理大臣は」と、「金融再生委員会規則」とあるのは「政令」とする。

附則

この政令は、中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の施行の日（平成十三年一月六

日（）から施行する。